

1. 最低年齢

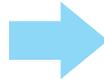
法第 56 条

満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了していない児童を労働者として使用することは、原則として禁止されています。



労働者の最低年齢

満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで使用不可



例外的措置

- ① 非工業的業種で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、労働が軽易なものについては、所轄の労働基準監督署長の許可を受けて、満 13 歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができます。
- ② 満 13 歳未満の児童は、映画製作・演劇の事業について、所轄の労働基準監督署長の許可を受けて、同様に使用することができます。

2. 年少者の証明書

法第 57 条

年少者（満 18 歳未満の者）を使用する場合には、年齢証明書を、児童を使用する場合には、さらに学校長の証明書、親権者等の同意書を事業場に備え付けておかなければなりません。



3. 未成年者の労働契約

法第 58 条

親権者または後見人が未成年者に代わって労働契約を締結することは禁止されています。

したがって、未成年者の労働契約は、未成年者が親権者または後見人の同意を得て、自ら締結することとなります。

また、未成年者が締結した労働契約がその未成年者に不利であると認められる場合には、親権者、後見人または所轄労働基準監督署長は、その労働契約を将来に向かって解除することができます。



4. 年少者の労働時間・休日

法第 60 条

1. 年少者（満 18 歳未満の者）については、①変形労働時間制・フレックスタイム制、② 36 協定による時間外・休日労働、③法第 40 条に基づく労働時間及び休憩の特例は適用されません。
2. 許可を受けて使用する児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了していない者）の法定労働時間は、修学時間^(※)を通算して 1 日 7 時間、1 週 40 時間とされています。
3. 満 15 歳の年度末終了後から満 18 歳までの年少者の労働時間は、次のとおりです。

原則

1 日 8 時間、1 週 40 時間

例外

- ① 1 週間のうち 1 日の労働時間を 4 時間以内に短縮すれば、他の日の労働時間を 10 時間までに延長できます。
- ② 1 日 8 時間、1 週 48 時間を超えなければ、1 か月単位の変形労働時間制、または、1 年単位の変形労働時間制の適用が可能です。

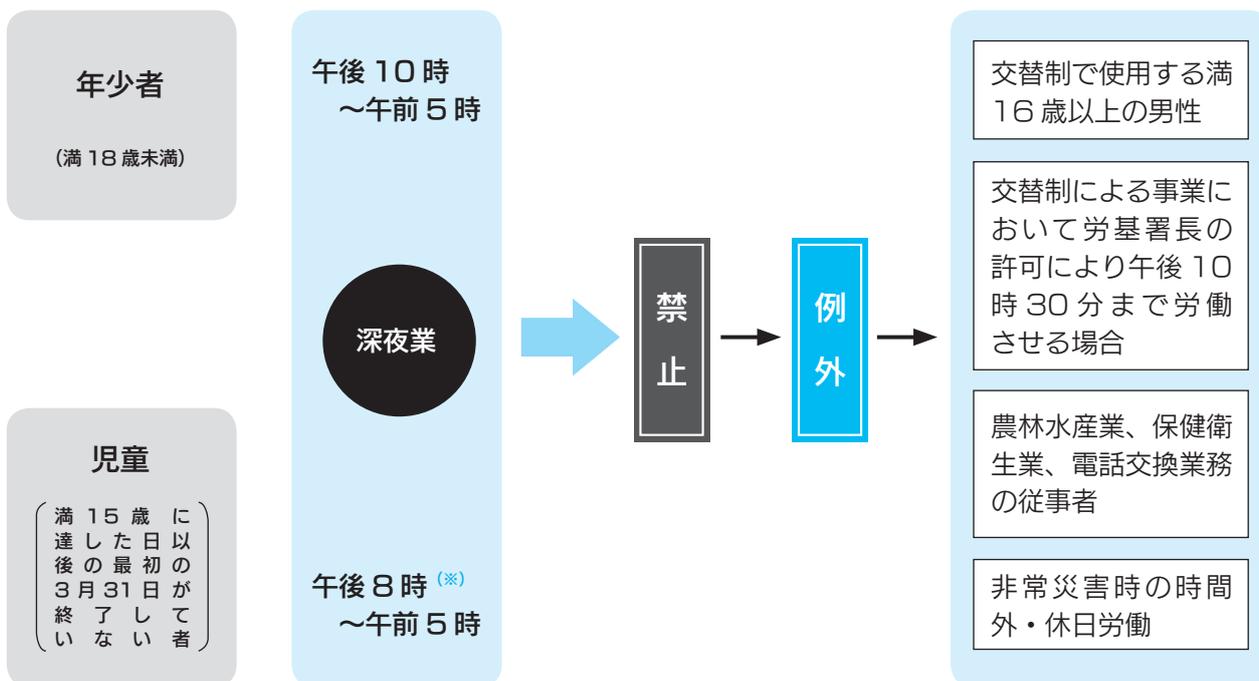


(※) 「修学時間」とは、当該日の授業開始時刻から同日の最終授業終了時刻までの時間から、休憩時間（昼食時間を含む）を除いた時間です。

5. 年少者の深夜業

法第 61 条

年少者を深夜（午後 10 時～午前 5 時）に働かせることは、原則として禁止されています。



(※) 演劇子役の場合は午後 9 時～午前 6 時

1. 妊産婦の就業制限業務

法第64条の3

妊産婦を妊娠、出産、哺育などに有害な業務（重量物の取扱いや有毒ガスを発散する場所における業務その他）に就かせてはなりません。



※ 妊産婦とは、「妊娠中及び産後1年を経過しない女性」をいいます。



妊産婦などの就業が禁止されている業務

就業が禁止されている業務	妊娠中	産後1年	妊産婦以外
① 重量物を取扱う業務	×	×	×
② ボイラーの取扱いの業務	×	×(申出)	
③ ボイラーの溶接の業務	×	×(申出)	
④ つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック、制限荷重が5トン以上の揚荷装置の運転の業務	×	×(申出)	
⑤ 運転中の原動機等の掃除、給油、検査、修理、ベルトの掛け換えの業務	×	×(申出)	
⑥ クレーン、デリック、揚荷装置の玉掛けの業務(補助作業を除く)	×	×(申出)	
⑦ 動力により駆動される土木建築用機械、船舶荷扱用機械の運転の業務	×	×(申出)	
⑧ 丸のこ盤、帯のこ盤に木材を送給する業務	×	×(申出)	
⑨ 操車場構内における軌道車両の入換え、連結、解放の業務	×	×(申出)	
⑩ 蒸気または圧縮空気により駆動されるプレス機械または鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	×(申出)	
⑪ 動力プレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリ以上の鋼板加工の業務	×	×(申出)	
⑫ 岩石、鉱物の破砕機、粉砕機に材料を供給する業務	×	×(申出)	
⑬ 土砂崩壊のおそれのある場所、深さ5メートル以上の地穴における業務	×		
⑭ 高さ5メートル以上の墜落のおそれのある場所における業務	×		
⑮ 足場の組立て、解体、変更の業務(地上、床上における補助作業を除く)	×	×(申出)	
⑯ 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	×(申出)	
⑰ 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	×(申出)	
⑱ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
⑲ 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	×(申出)	
⑳ 著しく暑熱な場所における業務	×	×(申出)	
㉑ 多量の低温物体を取り扱う業務	×	×(申出)	
㉒ 著しく寒冷な場所における業務	×	×(申出)	
㉓ 異常気圧下における業務	×	×(申出)	
㉔ さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	

※ 詳細は、女性労働基準規則を参照してください。

※ 禁止されている業務に×、申出があった妊産婦に限り就業禁止となる場合を×(申出)としています。

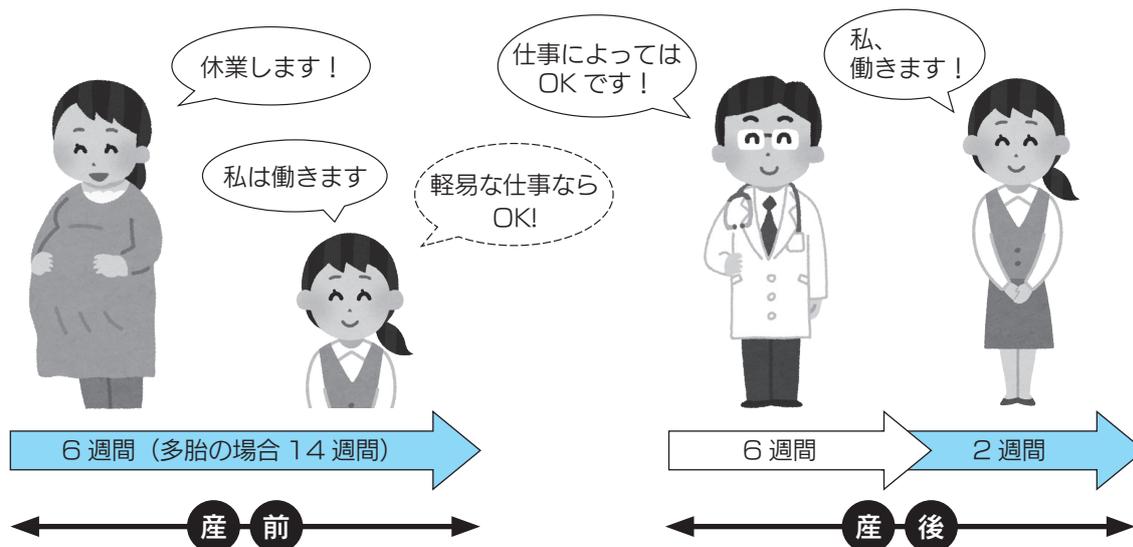
2. 産前産後

法第 65 条

1. 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産予定（※1）の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはいけません。また、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させなければなりません。
2. 産後 8 週間（※2）を経過しない女性を就業させてはいけません。ただし、産後 6 週間を経た女性が請求した場合には、医師が支障ないと認めた業務に就業させることは差し支えありません。



- （※1） 出産当日は産前 6 週間に含まれます。
- （※2） 産後休業は女性従業員から請求がなくても与えなければなりません。



3. 妊産婦の労働時間

法第 66 条

使用者は、変形労働時間制がとられる場合にも、妊産婦が請求した場合、1 日及び 1 週間の法定労働時間を超えて労働させることができません。また、妊産婦が請求した場合、時間外・休日労働及び深夜業をさせてはなりません。



4. 育児時間

法第 67 条

生後満 1 年に達しない生児を育てる女性から請求があった場合には、休憩時間のほかに、1 日 2 回それぞれ少なくとも 30 分の生児を育てるための時間を与えなければなりません。



5. 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置

法第 68 条

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇（半日、時間単位でも足りません）を請求したときは、その者を就業させてはなりません。

